

平成30年7月26日

第9回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 平成30年7月26日(木) 午後1時

3. 出席委員 (農業委員8名) 市川会長 中西職務代理者 堅田委員 山口委員
谷脇(裕)委員 山崎委員 笹岡委員 中村委員

(推進委員7名) 青木委員 市川(孝)委員 中平委員
鍋島委員 谷脇(督)委員 谷本委員 森田委員

4. 欠席委員 (推進委員1名) 森光委員

5. 出席職員 (事務局2名) 小野局長 国広次長

6. 議 案 議案第1号 非農地証明について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

7. その他

開会宣言	<p>市川会長</p> <p>只今から平成 30 年第 9 回須崎市農業委員会総会を開催いたします。</p>
開会挨拶	<p>小野局長</p> <p>それでは第 9 回須崎市農業委員会となります。8 番森光委員さんは、本日研修会からの参加との連絡がありましたので、お知らせをしておきます。</p> <p>はじめに、議案書を見て頂きたいと思いますが、3 ページと 4 ページです。議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について、4 ページの番号 2 番の案件ですけれども、7 月 23 日付けで取下げ書が提出されましたので、削除の方お願いいたします。それに伴い、3 ページ (1) 申請者の氏名及び件数、〇〇〇〇様他 1 件と明記している所を、他を削除して 1 件として下さい。あと同ページ (2) 畑 5,523 ㎡を 5,089 ㎡へ変更し、合計 8,808 ㎡を 8,374 ㎡に変更をお願いします。続いて 6 ページの番号 1 の事由が、自己住宅建築となっておりますが、農家住宅建築へ変更をお願いします。あと隣接農地同意書有りとなっておりますが、隣接農地は全て申請者の物となっております、同意書は無しとなります。以上が訂正頂く箇所となっております。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>毎日暑い日が続いておりますが、皆さん農作業等大変な事と思います。本日は第 9 回の定例総会でございます。議案は第 3 号でございますが、今日は後で研修会も予定しておりますので、それまで慎重にご審議を頂きまして、丁度の時間で終わります様、よろしくをお願いいたします。それでは早速ですが、日程第 1 議事録署名人の選任について、でございますがいかがいたしましょう。別に無い様でございましたら、いつもの様に私の方で指名させて頂いてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議無し) 多数。</p>
議事録署名	<p>市川会長</p> <p>ご異議無い様でございますので、本日の議事録署名人は 5 番山口委員さん、6 番森田委員さん、よろしく申し上げます。それでは日程第 2 の議事に入らせて頂きます。議案第 1 号議案非農地証明について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>小野局長</p> <p>議案第 1 号非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 7 月 26 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p>

	記
	<p>(1)申請者 住所 ○○○○○○○番地 氏名及び件数 ○○○ ○○○ 1件</p> <p>(2)申請受理面積 畑 33 m² 合計 33 m²</p> <p>番号1 申請人 地区 ○○ ○○○○○○○番地 ○○○ ○○○ 土地の所在地 須崎市上分字楠木前丙 79 番 土地の表示 地目 畑 面積 33 m² 事由 申請地は平成8年から非農地化され、現在は鉄骨や資材置場、駐 車場として利用している。 確認委員 谷脇 裕二 青木 進</p>
議 長	市川会長 これについて、確認委員さんのご意見をお願いします。
意 見	4 番青木委員（推進委員） すでに出来上がって資材置場として使っておりますので、問題は無いと思います。
議 長	市川会長 この件について、どなたかご質問ご意見ご質問ございませんでしょうか。
意 見	10 番中平委員（推進委員） 原案承認。
審 議	市川会長 原案承認という事でございますが、これにご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議無し）多数。
議 長	市川会長 ご異議がないようでございますので、議案第1号非農地証明については原案通り承認 することと決定する事にいたします。どうもありがとうございました。 続きまして、議案第2号農地法第3条の規程による許可申請の審議について、を議題 といたします。事務局の方からお願いします。

議案説明

小野局長

議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 7 月 26 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。

記

(1)申請者 住所 ○○○○○○○番地
氏名及び件数 ○○ ○○ 1 件

(2)申請受理面積 田 3,285 m² 畑 5,089 m² 合計 8,374 m²

番号 1 申請人 貸人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○番地
○○ ○○○
借人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○番地
○○ ○○○

土地の所在地	須崎市下郷字大久保 1762 番
土地の表示	地目 台帳 田 現況 畑 面積 1,646 m ²
土地の所在地	須崎市下郷字大久保 1763 番
土地の表示	地目 台帳 田 現況 畑 面積 1,300 m ²
土地の所在地	須崎市下郷字大谷 349 番
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 515 m ²
土地の所在地	須崎市下郷字大谷 1019 番
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 439 m ²
土地の所在地	須崎市下郷字大谷 1022 番
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 396 m ²
土地の所在地	須崎市下郷字大谷 1024 番
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 198 m ²
土地の所在地	須崎市下郷字大谷 1026 番
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 595 m ²
土地の所在地	須崎市下郷字横田 1854 番
土地の表示	地目 台帳 田 現況 田 面積 3,285 m ²
合計	8 筆
面積 (m ²)	8,374 m ²
事由	使用貸借権の設定
耕作面積 (a)	○.○ a
稼動力 (人)	○/○

補足説明	<p>国広次長</p> <p>それでは補足説明をします。議案書 4 ページです。この申請について、法定の添付書類は整っております。番号 1 については、経営移譲年金にかかる再設定となります。農地〇筆の使用貸借権の設定は同一世帯の親子間での使用貸借であり経営面積に変更はなく、引続きミョウガ、きゅうり等を中心に栽培して行くとのことで、許可後も農業形態に変更はありません。それでは番号 1 について、農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせて順番に確認していきます。第 1 号全部効率利用。借り人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。第 2 号農業生産法人以外の法人、第 3 号信託については適用ありません。第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれます。第 5 号の下限面積は、問題ありません。第 6 号転貸(てんがし)にも該当しません。第 7 号地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、この案件について、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われます。以上です。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>お聞きの通りでございます。この件について関係委員さんの何かご意見がございましたらお願いします。</p>
意見	<p>9 番鍋島委員 (推進委員)</p> <p>24 日笹岡委員さんにご本人立ち合いのもと行ってきましたが、問題ないと思います。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>この件について、どなたかご質問ご意見はございませんでしょうか。無いようでしたら、この件についてどなたかご意見をお願いいたします。</p>
意見	<p>10 番中平委員 (推進委員)</p> <p>議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について意見を述べたいと思います。申請者の住所氏名ですが、〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんの件、先程十分審議をいたしました所、問題ないと言う事でございますので、許可を与えたいと思います。</p>
審議	<p>別に問題が無いようでございますので、それにご異議ございませんでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員 (異議なし) 多数。</p>

<p>議 長</p>	<p>市川会長</p> <p>ご異議がないようでございますので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議については、別に問題ないとの事ですので、許可を与えることと決定いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局の方から説明をお願いします。</p>
<p>議案説明</p>	<p>小野局長</p> <p>議案書 5 ページをご覧頂きたいと思います。議案 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 7 月 26 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○○○○番地 氏名及び件数 ○○ ○○ 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 507 m² 計 507 m²</p> <p>番号 1 申請人 貸人 地区 ○○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地 ○○ ○○</p> <p>借人 地区 東川内 住所氏名 ○○○○○○○○○番地 ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市多ノ郷字西川甲 852 番 5</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 507 m² 種別 2 事由 農家住宅建築</p> <p>※位置図・利用計画図に付きましては、次のページに詳細を示しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長</p> <p>この件について、補足がございましたら、補足説明をお願いいたします。</p>
<p>補足説明</p>	<p>小野局長</p> <p>農地の区分と転用目的について、申請地は○○○地区○○○集落、旧○○○と団地合わせて○○戸の集落にあります。農振農用地以外で傾斜を伴った棚田でありまして、周辺の農地と一体的に営農できる一団の農地ではなく、また周辺に駅等はなく、農地の区分に付</p>

	<p>きましては、甲種・第1種・第3種のいずれの要件にも満たさない、その他の農地として、第2種農地と判断いたしております。転用の目的ですけれども、現在義父の居宅で仮住まいをしておりますけれども、○人家族と言う事で非常に手狭という事になりまして、隣地の農地を義父から借用し農家住宅を建築するものでありまして、他に代替すべき土地は無く、農地の区分と転用目的は特に問題ないものと考えております。次に資力及び信用ですけれども、住宅建築費〇〇万円につきましては、借人であります〇〇〇〇さんなのですが、自己の貯蓄と融資を受けての計画、整地費〇〇万円については、貸主である〇〇〇〇さんが自己資金で整備する計画であり、通帳を確認しております、特に問題は認められないものという風に考えております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でありますけれども、工期につきましては、許可日から平成31年10月末日と言う事で特に問題はないという風に考えております。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込でありますけれども、市道から居宅に入る間に側溝がありますが、この側溝に側溝蓋のグレーチングを設置すると言う事に付きましては、管理者であります市の建設課の方で確認を事前協議をしております。計画面積の妥当性ですけれども、507㎡に付きましては、土地利用計画図等によりまして、必要な面積と言う風に認められます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですけれども、雨水に付きましては傾斜を利用して先程の市道の側溝に排水、それから生活排水に付きましては浄化槽で処理した上で、側溝へ排水すると言うことで、先程も言いました様に、管理者である市の建設課の方には承諾を受けております。それから隣接の農地に付きましては、全て貸人申請者〇〇〇〇さんの農地でありまして、特に問題は無いという風に考えております。</p>
議 長	<p>市川会長 この件について、関係委員さんのご意見ございましたらお願いします。</p>
意 見	<p>15番市川(孝)委員(推進委員) 場所の確認をしましたが、別に問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>市川会長 ありがとうございました。お聞きの通りでございました。どなたかこの件について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。</p>
事 務 局	<p>小野局長 2筆(2軒)建てるそうです。その1軒と言うのが、〇〇さん(〇〇さん)そのお母さんが〇〇〇の方でひとり暮らしをしているとの事で、その方の将来の事を考えて2軒建てるそうです。</p>

意見	<p>14 番中西委員（農業委員）</p> <p>この方は借人と一緒に農業をされていて、問題ないと言う事ですので、至当の意見を付して進達したいと思います。</p>
審議	<p>市川会長</p> <p>別に問題無しと言う事ですが、他にご異議ございませんでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員（異議無し）多数。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>ご異議がないと言う事でございますので、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について、至当の意見を付して進達する事といたします。どうもありがとうございました。</p>
閉会宣言	<p>市川会長</p> <p>議案は全部終わりましたが、その他の件で何かございませんか。無いようでしたら、以上で第 9 回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 1 時 3 0 分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">5 番</p> <p style="text-align: center;">6 番</p>